

(様式2)

「第5期京丹後市高齢者保健福祉計画」の概要

1 趣旨について

老人福祉法第20条の8に規定する計画であり、市町村老人福祉計画として策定するものです。また、本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定される介護保険事業計画と一体的に策定される計画です。

本市では、平成20年度に策定した「第4期京丹後市高齢者保健福祉計画」における基本方針などを基礎としつつも、このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「第5期京丹後市高齢者保健福祉計画」（以下、本計画という。）として策定するものです。

2 計画の基本理念について

「安心していきいきと暮らせる健康長寿のまちづくり」

京丹後市では本格的な高齢社会を迎えています。高齢者の多くが元気で、社会的にも十分活躍できるパワーを持っています。なかには百歳を超えても元気で暮らしている大長寿の高齢者もおられます。

高齢者が生涯にわたって、健康長寿で生きがいのある生活を営むためには、長い人生で培ってきた知識や経験を生かして、社会に貢献しながら自己実現を果たせるよう、就労、生涯学習、地域福祉にわたって多様な活動機会を充実させ、高齢者の積極的な社会参加をさらに促進させる必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、介護サービス、介護予防サービス、認知症ケア及び生活支援の充実を図っていく一方で、高齢者やその家族の生活上の困りごとに対して、行政だけでなく地域社会全体で支え合える地域ケア体制の整備を進め、高齢者が安心して暮らせる健康長寿のまちをめざします。

3 計画の基本目標について

- (1) 高齢者の元気づくりの推進
- (2) 高齢者が身近な地域で安心して暮らせるための支援体制の構築
- (3) 高齢者の尊厳を保持するための仕組みや支援の充実
- (4) 持続可能な介護保険制度の構築

4 施策の展開

- (1) 高齢者の元気づくりの推進
 - 百歳健康長寿の推進
 - 介護予防の推進
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の実施検討
 - 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の推進

- (2) 高齢者が身近な地域安心して暮らせるための支援体制の構築
 - 生活圏域の状況
 - 地域支援事業及び高齢者福祉サービスの充実
 - 地域ケアシステムの充実
 - 医療・介護の連携
 - 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- (3) 高齢者の尊厳を保持するための仕組みや支援の充実
 - 高齢者の権利擁護の推進
 - 高齢者虐待防止対策の推進
 - 認知症高齢者への支援策の充実
- (4) 持続可能な介護保険制度の構築
 - 各種将来推計の状況
 - 介護保険サービスの推計
 - 地域支援事業の見込
 - 事業費の見込
 - 介護保険事業に係る費用の見込み
 - 介護保険の円滑な運営

5 施行期日について

平成24年4月1日から施行します。